

## 令和2年度 第2回当別町空家等対策協議会 会議録

日 時 令和3年3月2日(火) 15:55～16:40  
場 所 役場第2庁舎 2階会議室  
出席者(出席委員) 泉亭委員(会長)、小田島委員(副会長)、山崎委員、  
橋本委員、高須委員、佐々木委員 6名  
(事務局) 山崎住民環境部長、中渡環境生活課長、青井町民生活係長  
樺澤主任、棚橋相談員  
(欠席委員) 0名  
傍聴者 0名

### 【会議概要】

#### 1. 開 会

#### 2. 会長挨拶

泉亭会長より会議録署名委員に高須委員を指名して決定。

#### 3. 議 事

当別町空家等の適正管理に関する条例第17条の規定により、会長が議長となり進行する。

#### (1) 協議事項

##### ①当別町における空家等の現状報告について

資料1 空家等の現状報告について、資料2 「空き家に関する意向調査」の回答者に対する個別相談について、を事務局より資料に基づき説明

### 【質疑応答】

- ・資料1の2月末現在で、町が把握している空家から11件が除外されたと説明がありましたが、その数は、前回の協議会以降の数なのか、当初からの累計数なのか、教えてください。また、分かるのであれば、内訳も教えてください。  
→空家の除外件数は、前回の協議会以降に変更となった件数です。内訳は、解体が1件、使用開始が8件、不動産業者への管理移行が2件です。
- ・司法書士会の空家対策委員会において相続相談の事例を聞くと、相続人の所在が不明で手続きや売却などの処分に至らなかったり、判明しても相続人同士の仲が悪く、連絡が不通になると対応が非常に難しいとのことでした。
- ・除雪等の対応が大変であったということでしたが、何件くらいあったのでしょうか。  
→雪の影響で所有者に連絡したのは、10件です。落雪等により道路に支障があったものについては、建設課に連絡したケースもあります。

## ②空家の解体補助制度について

資料 3 当別町空家除却補助金の考え方について、参考資料、について事務局より資料に基づき説明

### 【質疑応答】

- ・空家として把握している家屋の建てられてからの年数は、建築後約 20 年～30 年のものでしょうか。  
→危険度が高のものは 30 年以上経過しているものが多いです。
- ・貸したり売却したりは、昭和 56 年以前のものになると難しくなります。  
質問ですが、資料 3 の問 4-2 今後の課題 は、複数回答有りの項目ですか。  
→複数回答有りの項目です。
- ・他の市や町を見ても、補助金を出す場合、危険度の高いものを対象としているようなので、そちらについて検討していくことになると思います。その中でも緊急性の高いものとそうでないものがありますので、優先順位などの検討が必要と思います。
- ・全体的に、「解体したい」の割合は少なく、建物的にはそんなに状態の悪いものはないのかなと思いました。壊したいのに費用がかかるということがネックになるのかなと思います。  
→意向調査の回答は、危険度の中～低の空家の所有者が多かったので、そのような印象を受けるのかもしれませんが、解体について負担可能な割合を聞いていますが、負担割合は 0%、20%という回答であり、費用面は厳しい状況とみております。
- ・空家の中古市場のニーズはあり、問い合わせもあります。希望される物件の調査をすると管理中のものも多く、自己管理をしている空家は、売れる可能性は高いです。連絡が取れなくなった空家は危険家屋になっていく可能性が高まるので、対応を検討した方が良いと思います。
- ・空家の除却の考え方ですが、危険度の高といっても 10 件あるので、優先順位としては、郊外より市街地のものを優先せざるをえない部分もあるのではと思います。  
→危険度の基準として、「当別町空家等対策計画」の参考資料の中に認定基準が載せてあります。その項目も踏まえつつ、総合的に判断していきたいと考えています。  
→補足としまして、郊外、市街地という要素も一つの選考基準になります。例えば、郊外と市街地の空家 2 件しかない時にどちらを先にするかを判断する時は、周囲への影響を考慮する必要があるかと思えますし、今ある空家の優先順位は、様々な面から協議会で検討して付けられることとなります。  
現在、担当者の働きかけにより、所有者に対しては、原則として自主的な解体をお願いしているところです。その部分については、引き続き対応したいのですが、やむを得ずどうしても費用が足りないものもあります。また、相

続が複雑に絡んでなかなか難しいものについては、もしかすると後になることもあるかもしれませんが。それらの要件を総合的に判断した中で、優先順位を決めて取り組んでいくこととなります。来年度になりますが、今後、解体費用の金額や内容等について、改めて協議会に示させていただきながら、検討していきたいと考えています。

4. その他  
特になし

5. 閉会